



今月同封している書類（ご案内等）

- ◎設備投資資金のご案内
- ◎貸倒保障制度（取引信用保険）のご案内
- ◎健康体力測定のご案内（第 5 ブロック）
- ◎決算事務説明会のご案内



法人会（本部等主催）の行事

月	日	曜	内 容		
7	04	月	租税教室	14:10～	於：春吉小学校
7	06	水	租税教室	10:50～	於：西高宮小学校
7	06	水	税の相談日	10:00～	於：福岡中部法人会
7	20	水	税の相談日	10:00～	於：福岡中部法人会

ブロック、支部関係の主な主行事

月	日	曜	内 容		
7	14	木	舞鶴支部役員会	11:00～	於：福岡中部法人会

青年部会、女性部会の主な主行事

月	日	曜	内 容		
7	19	火	青年部会役員会	11:00～	於：福新楼

〔I〕 税務カレンダー

7月の税務カレンダー

7月11日 ◎納期の特例適用法人を除く全法人

6月支払分給与に係る源泉所得税、特別徴収住民税納期限

6月支払分報酬・料金等に係る源泉所得税納期限

◎納期の特例適用法人

1月から6月までの支払分給与に係る源泉所得税、特別徴収住民税及び報酬・料金等に係る源泉所得税納期限

7月15日 7月15日 ◎所得税の予定納税額の減額申請期限

なお、7月31日が日曜日のため、5月決算法人の法人税、消費税・地方消費税、法人事業税、地方法人特別税、法人事業所税、法人住民税の確定申告期限・納期限等は、8月1日となります。

〔II〕 平成 23 年度税制改正一修正法案によって実施

税理士 衛 藤 政 憲

3月25日の衆議院財務金融委員会での質疑を最後に審議がストップしていた今年度の税制改正については、本年1月25日に国会に提出された「所得税法の一部を改正する法律案」を次の2つの法律案に分割して、6月10日に改めて国会に提出され、6月22日に(1)の法律案が可決成立しました。

(1) 今の国会において成立させることとされている法律案

「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律案」



①雇用促進税制の創設、②寄附金税制の拡充、③“つなぎ法”により6月末とされた期限を来年3月末とすること等の内容からなるものです。

(2) 先送りする継続審議事項とするものをまとめた法律案

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律案」

①法人税率の引下げ、②給与所得控除の上限設定、③相続税の基礎控除の引下げ、④国税通則法の抜本改正等を内容とするものです。

当法人会を始め福岡地区の5法人会が一丸となって求めてきた納税者権利憲章の策定に関しては、前記(2)の法案の国税通則法の抜本改正事項に含まれていますので、実現するまでにはもう少し時間がかかりそうです。

〔Ⅲ〕知らないと損する税情報

「適用額明細書」の添付——忘れると租税特別措置が適用されません！

税理士 衛 藤 政 憲

毎年税制改正が行われていますが、税制改正事項は改正年度から適用されるものばかりではありません。昨年の平成22年度の税制改正において制度化された「適用額明細書」の添付に関しては、平成23年4月1日以後に終了する事業年度又は連結事業年度から、租税特別措置法に規定する法人税関係の特別措置を適用する場合に法人税の申告書に添付しなければならないこととされています。

税制改正において制度化されたものですがこの「適用額明細書」の添付について規定しているのは、法人税法や租税特別措置法といった税法ではなく、“租特透明化法”と略していわれる「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」です。

この“租特透明化法”が制定されたのは、租税特別措置制度の多くのものが、特定の納税者の税負担を軽減することによって産業政策等の特定の政策目的を実現するものであり、税負担における公平の原則の例外をなすものであることから、その適用実態や適用効果が納税者に対して透明でなければならず、その実情に応じて適宜、適切な見直しが必要とされなければならないということによるものです。

確かに特定の納税者の税負担を軽減するということは、見方を変えれば補助金を交付することに等しいわけですから、適用実態の把握や適用効果の検証は当然に行われなければならないはずのことなのですが、昭和21年に租税特別措置法が制定されて以来、平成22年度の税制改正において“租特透明化法”が制定されるまで、実態把握や効果検証のための具体的な制度が設けられたことはありませんでした。

さて、この「適用額明細書」は、租税特別措置法に規定する法人税関係の特別措置を適用する場合に添付しなければならないこととされているわけですが、その対象となる特別措置はあくまでも税額や所得金額を減少させることとなるものに限られます。

例えば、年800万円以下の所得金額について税率が軽減される中小企業者等の法人税率の特例の適用の場合をはじめ、試験研究を行った場合の法人税額の特別控除や事業基盤強化設備等を取得した場合の法人税額の特別控除又は特別償却といった法人税額の特別控除や特別償却制度の適用を受けた場合に「適用額明細書」を添付して申告しなければならないということになるわけです。

「適用額明細書」を添付しなければならにもかかわらず添付しなかった場合や添付してあってもその記載内容が虚偽であった場合には、その特別措置は適用されないこととされていますので、添付漏れや記載誤り等があった場合には、速やかに対処する必要があります。

したがって、法人税額の特別控除や特別償却制度よりも適用例が多いと思われる中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の場合にも、その事業年度において取得価額の合計額が年300万円以内の範囲で対象資産となる取得価額10万円以上30万円未満の減価償却資産を取得して事業の用に供し、その取得価額相当額を損金経理して確定申告書に別表十六(七)「少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書」を添付して申告するという租税特別措置法に規定された適用要件を満たしとしても、この特例を適用したことを記載した「適用額明細書」の添付がなければその損金算入は認められないということになります。

適用要件を加重し新たな事務負担を求める「適用額明細書」の添付ですが、適正公平な課税の実現のためには大事なことです。きちんとしたものを作成して忘れずに添付することが必要です。

※ 平成23年6月20日現在の法令及び通達に基づいて記載しています。

